

直方市保育士等就職支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市に所在する保育所等への保育人材の就職を促進するため、一定期間勤務している保育士等に対し、予算の範囲内において直方市保育士等就職支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を行い、もって本市における安定した保育の提供を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 直方市内の私立保育所及び私立認定こども園（保育部分）をいう。
- (2) 保育士等 保育士の資格を取得した者又は福岡県の地域限定保育士として登録された者
- (3) 新人保育士 次のア及びイに該当する者
 - ア 保育士の資格を取得した日又は福岡県の地域限定保育士として登録された日から起算して3年以内に、常勤職員の保育士等として保育所等に初めて勤務した者
 - イ 過去に1日当たり6時間以上かつ月20日以上勤務する常勤の保育士等として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設（以下「教育・保育施設」という。）又は同条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設又は事業所（以下「地域型保育事業所」という。）で勤務した経験のない者
- (4) 潜在保育士 保育士等で保育士資格取得後又は地域限定保育士として登録後若しくは保育所等を離職後、保育所等に勤務することなく3年以上経過している者

（補助金の種類）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる補助金の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職支援補助金 令和7年4月1日以降に市内の保育所等に新人保育士として初めて勤務をし、1年以上継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務する新人保育士に交付する補助金をいう。

(2) 就職定着支援補助金 令和5年4月1日以降に市内の保育所等に保育士等として初めて勤務をし、3年以上継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務する新人保育士に交付する補助金をいう。

(3) 潜在保育士就職支援補助金 令和7年4月1日以降に潜在保育士として初めて勤務をし、1年以上継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士等に交付する補助金をいう。

(4) 潜在保育士定着支援補助金 令和5年4月1日以降に潜在保育士として初めて勤務をし、3年以上継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士等に交付する補助金をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する保育士等とする。

(1) 現に保育所等に勤務し、補助金の交付を受けた後も引き続き勤務する意欲があること。

(2) 過去に教育・保育施設又は地域型保育事業所において、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇又は懲戒免職された者でないこと。

(3) 市税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）の滞納をしていないこと。

(4) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 過去に前条に規定する同一種類の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 就職支援補助金においては、保育所等から初めての勤務に当たり30,000円の助成を受けていること。

(給付金の額)

第5条 第3条の補助金の額は、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、直方市保育士奨学金返済支援事業補助金を受給している場合は、本補助金交付額を半額とする。

(1) 就職支援補助金 100,000円

(2) 就職定着支援補助金 100,000円

(3) 潜在保育士就職支援補助金 50,000円

(4) 潜在保育士定着支援補助金 50,000円

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、直方市保育士等就職支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、申請期間は、第3条各号に掲げる補助金の申請要件を満たした日から起算して6月以内又は翌年2月末日までのいずれか早い日とする。

- （1） 保育士登録証の写し又は福岡県地域限定保育士登録証の写し
- （2） 市内保育所等の就労証明書（様式第2号）
- （3） 履歴書
- （4） 誓約書（様式第3号）
- （5） 就職支援補助金の申請者は、初めて勤務をした保育所等から30,000円の助成を受けたことが確認できるもの
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて保育所等に調査を行い、補助金の交付の可否について、直方市保育士等就職支援補助金交付決定・不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が定める日までに直方市保育士等就職支援補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、補助金の交付時において、交付決定者が保育所等に勤務していることを確認の上、30日以内に補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付時において、交付決定者が保育所等に勤務していないときは、補助金を交付しないものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直方市保

育士等就職支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を有しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第12条 市長は、補助金の交付台帳を作成し、備え付けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、効力を失う。